



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年2月17日金曜日 第2343号

## ◇ 目次 ◇ 告 示

介護員養成研修事業者の指定.....	102
保安林予定森林にする旨の通知等（3件）.....	102
解除予定保安林.....	104
保安林の指定（2件）.....	104
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（2件）.....	105
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	106
公共測量の終了の通知.....	107
落札者等の告示.....	107
道路の区域変更（県道野中長沢線）.....	107
道路の区域変更（一般国道378号）.....	107
道路の供用開始（ " " ）.....	107
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	108
介護員養成研修事業者の指定.....	108
道路の供用開始（県道久良城辺線）.....	108
道路の区域変更（一般国道378号）.....	108

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第193号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成24年2月17日

愛媛県知事 中村時広

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
学校法人RWFグループ	愛媛県四国中央市中之庄町1684番地10	介護全般に関する介護職員基礎研修課程	平成24年 2月7日

### ○愛媛県告示第194号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年2月17日

愛媛県知事 中村時広

#### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市河辺町北平4281

#### (2) 指定の目的

水源のかん養

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

河辺町北平4281（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字目黒1761、1773から1775まで、1780から1783まで、1784の1、1784の2、1785、1786の1から1786の4まで、1787から1812まで、1834から1836まで

#### (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字目黒1761・1781から1783まで・1784の1・1784の2・1785・1790・1792・1794から1799まで（以上15筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 3(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字上大野420、1092の1

#### (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上大野1092の1（次の図に示す部分に限る。）、420

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第195号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
伊予市双海町串字タフロキ乙2007の2、乙2007の5、乙2007の6、乙2007の11、乙2007の16、乙2007の18
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
伊予市双海町串字平山乙1760の1、乙1760の9から乙1760の14まで、乙1760の16、乙1760の18から乙1760の21まで、乙1760の25
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第196号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町西谷字高野9243、9252
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字高野9243・9252（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
松山市窪野町乙115の1、乙115の2、乙115の11、乙115の18、乙115の19
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
窪野町乙115の1・乙115の2・乙115の11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙115の18、乙115の19  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所  
喜多郡内子町南山675、679、679の2、682から684まで
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南山679・679の2・682・683（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所  
喜多郡内子町寺村2314の1、2317の1、2325、2326、2328
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を愛媛県庁並びに松山市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第197号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
宇和島市蔭淵1077の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

### ○愛媛県告示第198号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 保安林の所在場所  
今治市玉川町龍岡上字ノブノダン甲735、甲754、字藤子甲763の1、字藤ヶ峰丁198の3、丁198の6、丁199の5、丁199の10
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所  
今治市玉川町木地字ヨコクラ辛88の28
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所  
越智郡上島町生名4225、4226の1、4226の2、4229、4237から4239まで、4251、4252
- (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁並びに今治市役所及び上島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 保安林の所在場所  
四国中央市下川町字ヨケ谷143から150まで、151の1、151の2、152、153、155、字除谷南乙211の2、乙211の10
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ヨケ谷143・148（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、144から147まで  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所  
松山市中島大浦3367の2、3368、3369、3378の1、3378の3
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
中島大浦3367の2・3378の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3378の3  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第200号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

大洲市肱川町宇和川4290の2、4290の3、4291の2、4292の2、4461の2（以上5筆国国有林）、3914・3938・4034（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3315、3316、3713、3715から3720まで、3721の1、3722、3725、3779から3787まで、3789、3790、3794から3800まで、3802から3808まで、3812から3819まで、3830から3844まで、3848から3852まで、3855、3857から3869まで、3871から3877まで、3878の1、3879から3881まで、3882の1、3883から3888まで、3892から3904まで、3906、3908、3910から3913まで、3916、3917、3919、3921から3923まで、3925から3929まで、3931、3933から3935まで、3939、3940、3942から3954まで、3956、3958から3962まで、3964、3965、3967、3968、3970、3971、3973、3974、3986から3990まで、3992から3995まで、3998から4007まで、4009から4025まで、4029から4033まで、4035、4036、4045から4047まで、4085、4087から4089まで、4093、4098、4100、4108、4110、4112、4117、4121から4125まで、4129、4136、4138、4144、4145、4165、4173、4176、4177、4185から4187まで、4190から4193まで、4195、4197の1、4199、4200、4202、4203、4204の1、4205の1、4206から4215まで、4219から4223まで、4225、4231、4233から4239まで、4241から4244まで、4246、4247、4250、4251、4255から4263まで、4265、4268、4270、4273、4277から4284まで、4290の1、4291の1、4292の1、4293から4296まで、4302、4309、4310、4353から4355まで、4400から4407まで、4411の1、4412から4420まで、4422、4423、4425、4427から4437まで、4439から4444まで、4446、4447、4449、4450、4451の1、4451の2、4454、4457、4461の1、4503の1、4503の3、4504、4505の1、4506から4508まで、4512の1、4514の1

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

大洲市肱川町予子林2584・2659・2661・2664・2665・2668から2670まで・2671の1・2673・2680・2763の1・2763の2・2779の1・2779の2・2784の3・2785の1・2786の1・2788の1・2789の1・2790の1・2791の1・2792の1・2793の1・2794の3・2797の3・2798の3・2799の1（以上28筆について次の図に示す部分に限る。）、2107、2563、2564の1、2565の1、2567の1、2568の1、2570、2571の1、2571の2、2572、2573、

2575から2577まで、2579から2582まで、2591、2592の1、2592の2、2593、2594の1、2594の2、2595、2596、2598の1、2599の1、2600の1、2601の1、2602から2605まで、2606の1から2606の3まで、2607から2609まで、2611、2612、2614の1、2615の1、2616の1、2617、2618の1、2619、2620の1、2620の3、2621の1、2621の3、2622から2624まで、2625の1、2625の2、2626から2628まで、2630から2634まで、2636から2647まで、2650、2652から2656まで、2658、2660、2662、2663、2666、2667、2672、2675、2676の1、2676の2、2677から2679まで、2681から2695まで、2696の1、2697の1、2699、2700、2702、2707の1、2708の2、2709の1、2710の1、2713、2714、2719、2721、2723、2725から2727まで、2728の1、2728の2、2729の1、2731の1、2731の2、2733の1、2733の2、2734の1から2734の3まで、2735の1、2735の2、2736、2737の1、2737の2、2738から2744まで、2745の1、2745の2、2746、2747の1から2747の4まで、2748、2753、2754の1、2754の2、2755の1、2756の1、2756の2、2758、2759、2760の1、2760の2、2761、2762、2763の3から2763の8まで、2763の10、2763の12、2764の1、2764の2、2765の1、2766の1から2766の4まで、2767、2768、2769の1、2769の2、2770、2771の1、2772の1、2773の1、2773の2、2774の1、2774の2、2775の1、2775の2、2776の1から2776の3まで、2777、2782、2784の1、2784の2、2787、2793の2、2794の1、2794の2、2795、2796、2797の1、2797の2、2798の1、2798の2、2799の2、2815、2816

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

大洲市肱川町大谷1、2、3の1、3の2、4、5の1、5の2、7、8の1から8の3まで、9の1から9の3まで、11の1、12の1、12の2、13、14の1、15、16、17の1から17の3まで、18の1、19の1、20の1から20の3まで、21の1、21の2、21の4、22の1から22の3まで、23の1、23の2、24の1から24の4まで、25、26の1、26の2、27の1、27の2、28の1、28の2、29の1から29の3まで、30、31の1、31の2、33、34、36、37、39、44、46から53まで、54の1、54の2、55、56、57の1、57の2、60の1、61の1、64、73、75、76、77の1、77の2、78の1、78の3、78の4、79の2、81の3、82の1、82の2、84、85の1、86の1、87の2、87の5、92の1、93の1、96の1、97から101まで、102の1、102の2、103から108まで、109の1、111の1、112、117の1、120の1、127、130、131、142から148まで、153、154、156、157、159、161の1、161の2、163、173、178の1、179から181まで、184、189、190、194から199まで、200の1、200の2、201から204まで、

205の1、206、207、209、211、213、215の1から215の3まで、218、219、221から223まで、225、228から233まで、442、444、610、611の1から611の3まで、628、639、640、808の1、808の2、811の1、811の2、812、813の1から813の4まで、814の1、814の2、816の1から816の5まで、817、818の1、818の2、823、824の1、825の1、825の2、826の1、826の2、827の1、827の2、831、832の1、832の2、833、834の1から834の3まで、856の1、856の2、857、858、860、862の1から862の3まで、863、864、867から870まで、872、874、876、881、883、884の1、884の2、885、888、889、890の1、890の2、891の1、891の2、892、893の1、893の2、895の1、895の2、896の1、896の2、897、898の1、898の2、899の1から899の3まで、900の1、900の2、901の1、901の2、902の1から902の3、902の5、903の1、903の2、904、905の1、905の2、906の1、907から911まで、912の1、913の1、913の2、914の1から914の3まで、920から922まで、1008、1009の1、1009の3、1011の1、1012の1、1012の2、1013、1014の1、1420、1424、1434の1、1435の1から1435の6まで、1436の1から1436の7まで、1437、1438の1、1439、1444の2、1445の1、1447の2、1448、1449の1、1449の2、1450の1、1450の2、1451の1、1451の2、1452の1、1452の2、1453の1から1453の4まで、1454の1、1454の2、1455の1、1455の2、1457の1から1457の3まで、1458の1、1458の2、1459、1460、1461の1から1461の3まで、1461の6、1462から1467まで、1468の1から1468の4まで、1469、1470の1から1470の3まで、1471から1473まで、1475から1482まで、1485の1、1486の1から1486の3まで、1487の1、1488、1489の1から1489の4まで、1490の1から1490の3まで、1491から1495まで、1497の1、1497の2、1498の1、1498の2、1499の1、1499の2、1500、1501、1502の1、1502の2、1503の1、1503の2、1504の1、1504の2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (㉞) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (㉟) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (㊱) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第201号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和54年 6月22日農林水産省告示第862号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第202号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(南予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
宇和島市津島町近家乙147番地21 山 口 正 純	宇和島市津島町岩松丁289番地 1 河 人 健 二	宇和島市津島町高田甲137番地 2 西 村 孝 俊	岩 松	岩松漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成24年 2月17日から 3月 2日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

## ○愛媛県告示第203号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。  
平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成23年11月18日から  
平成24年 1月27日まで
- 3 作業地域 今治市

## ○愛媛県告示第204号

次のとおり落札者を決定した。  
平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
固定型モニタリングポスト 4式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年 1月17日	東芝電力放射線テクノサービス株式会社 神奈川県横浜市磯子区新杉田町8番地	25,716,600円	一般競争入札	平成23年11月29日

## ○愛媛県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野中長沢線	伊予市中山町佐礼谷1号12番4から 同町佐礼谷甲16番3まで	旧	メートル 4.3～15.4	キロメートル 0.123	
			新	9.7～29.1	0.123	

## ○愛媛県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市双海町串字飛ノ子甲2403番20から 同字甲2403番21まで	旧	メートル 15.6～23.6	キロメートル 0.148	
			新	15.6～23.6	0.148	

## ○愛媛県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	伊予市双海町串字飛ノ子甲2403番20から 同字甲2403番21まで	平成24年 2月17日

○愛媛県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 2月17日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建（開）第58号 平成24年 2月 9日	伊予市上野字銭坪753番 1	伊予市上野753番地 1 横 田 孝 三

○愛媛県告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 2月17日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建（開）第59号 平成24年 2月 9日	伊予市宮下字屋鋪窪753番 3	松山市和泉南6丁目3番8号 シェトワ椿102号 石 橋 昌 幸

○愛媛県告示第210号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成24年 2月17日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 日 定 日
社会福祉法人三善会	愛媛県大洲市春賀甲16 88番地	訪問介護に 関する2級 課程	平成24年 2月 9日

○愛媛県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城3050番地先から 同町御荘平城3210番 6 まで	平成24年 2月17日

○愛媛県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	八幡浜市真網代甲262 - 1地先から 同市真網代甲272 - 4地先まで	旧	メートル 5.0 ~ 17.0	キロメートル 0.200	
			新	8.5 ~ 28.0	0.200	
"	"	八幡浜市真網代甲272 - 4地先から 同市真網代乙15 - 1地先まで	旧	5.0 ~ 15.0	0.240	
			新	5.0 ~ 15.0 8.5 ~ 30.0	0.240 0.140	

"	"	八幡浜市真網代乙15 - 1地先から	旧	6 5 ~ 57 2	0.365	
		同市真網代乙42 - 1地先まで	新	10 5 ~ 57 2	0.365	